

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和元年十一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年五月二十七日奈良県指令郡土第二二一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十一月十二日郡土第六〇一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十一月十二日郡土第一九五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺西二丁目一五三七番三、一五三七番九、一五四一番二の一部、

一五四一番三、一五四二番一の一部、一五四三番三及び一五四四番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目五番二五号

若和住宅株式会社 代表取締役 今邨鐵雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺西二丁目一五四二番一及び一五四四番の各一部

水路 生駒郡斑鳩町法隆寺西二丁目一五三七番三、一五三七番九、一五四一番二の

一部、一五四一番三の一部及び一五四二番一の一部